

柳井市再犯防止推進計画の概要

本市では再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、「柳井市再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止に必要な施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

対象は、犯罪をした者、非行少年、非行少年であった者としてします。

基本方針

- 1 再犯防止の取組について、広く市民の関心と理解が得られるよう効果的な広報活動を推進する。
- 2 犯罪をした者等の特性について認識を深めつつ、一層の相談体制の構築を推進する。
- 3 関係行政機関や民間関係機関と緊密な連携協力関係を築き上げ、再犯防止施策への理解と協力を得る。
- 4 再犯防止の視点を施策等に反映させ、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に取り組む。

計画期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間

重点課題

- 第1 広報・啓発活動の推進
- 第2 就労・住居を確保するための取組の推進
- 第3 行政・福祉サービスの確実な提供及び関係団体との連携強化

市の取組事項

第1 広報・啓発活動の推進

- ① 「社会を明るくする運動」強調月間等における啓発活動の推進
- ② 市報・市ホームページ等による広報
- ③ 矯正展等への協力
- ③ 広域的な活動の検討

第2 就労・住居を確保するための取組の推進

- (1) 就労の確保等
 - ① 生活困窮者自立支援事業等による支援
 - ② 障がい者への就労支援
 - ③ ハローワークとの情報共有
 - ④ 協力雇用主の周知促進
- (2) 住居の確保等
 - ① 公営住宅の受け入れ等
 - ② 生活困窮者自立支援事業住宅確保給付金の活用
 - ③ 住宅確保要配慮者に対する居住支援

第3 行政・福祉サービスの確実な提供及び関係団体との連携強化

- (1) 保健医療・福祉サービスの利用支援
 - ① 矯正施設等との連携
 - ② 地域における福祉的支援
 - ③ 薬物依存者への支援
 - ④ 地域福祉計画等への対応
- (2) 非行の防止と修学支援等
 - ① 非行の防止と修学支援
 - ② 小・中学校における取組
児童・生徒の非行の未然防止、立ち直り支援
 - ③ 児童虐待等の防止
- (3) 関係団体の活動促進等
 - ① 民間協力者の活動促進
保護司、更生保護女性会等
 - ② 保護司の人材確保への支援
 - ③ 地域福祉活動の促進
社会福祉協議会、民生委員・児童委員等